

## 平成27年度 第3回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 平成28年1月25日（月） 午前10時から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中12名の委員が出席の下、開催した。

下村 泰彦	北山 憲	中井 正司
出川 康二	清水 明治	古賀 秀敏
佐藤 一夫	畑中 政昭	大當 重彦（代理：皆川 和徳）
辻野 治彦	合田 房雄	藤田 政明

【欠席委員】 日野 泰雄 丑野 正仁 東口 正一  
高橋 妙子

【傍聴者】 なし

【日 程】 諮問第1号 南部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更（案）  
（大阪府決定）

報告第1号 南部大阪都市計画公園の変更（案）（高石市決定）について

報告第2号 高石市立地適正化計画の策定について

議案第1号 高石市立地適正化計画の策定に係る専門員の設置について

【答申事項】 市長より、南部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更（案）  
（大阪府決定）について諮問書が提出され、欠席委員4名を除く委員12名の  
同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。

【確認事項】 ・高石市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長の欠席により副  
会長が会長の職務を代理した。  
・高石市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、審議会の議事に関係のある  
者として、高石市土木部土木公園課職員が出席した。  
・高石市都市計画審議会専門部会設置要綱（案）が提示され、条例との整合性を  
確認した上で要綱の設置が認められた。

【質疑応答】

・諮問第1号 南部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更（案）（大阪府決定）について

（副会長） 都市計画区域マスタープランは、都市計画について、市町村の考えも盛りこみながら、連坦する区域全体で一体的に考えていこうというものである。  
ご意見があればお願いします。

（委員） 南大阪には保留区域が10箇所くらいある。これらの区域は取石と同じように前回から継続されているのか。他市では保留区域が減っているのか。

（事務局） 5年前以降に市街化された区域が他市町村には何箇所かある。また、新たに保留区域になったところもある。本市として、取石のこの地区は今後市街化すべきと考え、今回も保留区域としている。

（委員） 今回追加された区域もあり、保留区域とされていた区域でも市街化区域へ編入された区域もあり、継続して保留区域の区域もあるという理解でよいか。

（事務局） その通りである。

（副会長） 諮問第1号 南部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更（案）（大阪府決定）について、原案通り答申することについて異議はないか。

<全員 異議なし>

（副会長） 諮問第1号については、原案のとおり答申することとする。

・報告第1号 南部大阪都市計画公園の変更（案）（高石市決定）

（委員） 高砂公園の廃止に伴う代替地について、高師浜の野球場、多目的広場、テニスコートなどの運動施設、および市民会館跡地と図書館跡地とで、高砂公園に匹敵する面積が確保できる。施設も整備されており、市民会館跡地と図書館跡地を整備するだけで、ほとんどお金をかけずに済む。港湾側の変更も含め、大阪府と協議したらどうかと提案してきた。大阪府との折衝の経過についてお尋ねしたい。

（事務局） 高砂公園は硬式野球のできる野球場を有している。その代替機能として高師浜の野球場を考えたが、現在でも既に高砂公園と同程度の使用人数があり、野球場につい

ては、新たな整備が必要と考えている。

高砂公園は都市計画公園として位置付けており、廃止により新たに施設整備をする公園も都市計画上の位置付けが必要と考えている。図書館跡地および周辺は臨港地区に指定されており、大阪府との調整において、都市側の網をかけるためには、相当なる都市施設、たとえばU S Jのような施設を土地利用に位置付ける必要があると言われている。高砂公園の廃止に伴う機能移転先としては、蓮池公園を選定している。

(委員) 機能移転については蓮池公園でも構わないと思うが、蓮池公園は、もともと都市計画公園であり、代替地にはならない。また、蓮池公園の拡大には、相当の市負担が必要である。図書館跡地および周辺は、U S Jを持ってくるような規模ではなく、大阪府の要求は理解できない。図書館跡地にグラウンドゴルフ場を開設し一部有料とするなどの方法もある。高師浜の野球場から図書館跡地までを都市計画公園とし、高砂公園の代替地とするよう、大阪府と交渉していただきたい。そうすれば、費用も安く、蓮池公園の拡張も野球場と広場だけの面積で済む。

(事務局) 大阪府とは何度も交渉したが、現況の施設レベルのものでは都市計画の網をかけることは難しいとの答えが返ってきている。

(委員) まったく理解できない。高石市の状況をしっかりと大阪府に伝えていただきたい。臨港地区については、大阪府は、埋立て後の40数年間何もしていない。高師浜の野球場、多目的広場などすべて高石市が建設したものであり、公園としての機能を持っている。他市には海に面して海浜公園をつくっているところもたくさんある。大阪府として将来的にどのような考えがあるのか。

高砂公園の広場と野球場は平成20年頃に、高砂野球場を売却するために、代替地として市がつくったものである。当時も、議会では、高砂公園は工業用地として活用し、むしろ高砂野球場を中小企業団地のレクリエーション施設として残したらどうかという議論があった。

高砂公園の代替地は図書館跡地及び周辺の臨港地区とし、機能移転は蓮池公園にということで、ハードルが高いかもしれないが、取組んでいただきたい。強くお願いする。

(副会長) 蓮池公園への機能移転については、ご納得いただけるようである。残りの部分についてはいかがか。

(事務局) 高砂公園の機能移転のうち、運動施設等については蓮池公園の区域を拡大することになる。都市公園を市内に新たに開設し、「みどり」の機能を分散させ、蓮池公園

側の機能を最小限にとどめるよう、今後、大阪府と調整していきたい。

(委員) 蓮池公園の都市計画決定面積は現在1.7haである。高砂公園の4.8 haを廃止するので、蓮池公園を1.7 ha プラス4.8 haで6.5 haにするということか。機能移転は別の問題という理解でよいか。

(事務局) 都市公園法で、開設済の公園は、機能を移転しないと廃止できないと謳われている。高砂公園には運動施設と「みどり」の機能があるが、「みどり」の機能については、分散させてもよいとの話である。芦田川の上部に整備する公園、および鴨公園の一部を都市公園として開設、高師浜の野球場周辺を都市公園として位置付けることで機能を回復したい。蓮池公園側はできるだけ最小限にとどめていきたい。

(委員) 高砂公園4.8 haのうち、蓮池公園に移転する運動施設部分と「みどり」の部分の面積はそれぞれいくらか。

(事務局) 高砂公園の野球場は0.7 ha、広場は0.58 ha、あわせて1.28 haである。その分を蓮池公園で整備する必要がある。緑地及びレクリエーション等は3.45ha、駐車場が0.07 haである。駐車場も「みどり」として位置付ける。

(委員) 蓮池公園への野球場と広場の移転については、形状にもよるが、面積的には、現状の1.7 haでクリアできる。財政問題が関わってくるので、どれだけの拡大を検討するのかを明らかにしてもらいたい。蓮池公園には、高石市の所有地はなく、すべて買収しなければならない。昭和31年の計画が一步も進んでない状況であり、何十年経っても高砂公園の廃止ができず、新たな公園もできないという状況にはならないか。先程の意見のようにすれば、高砂公園の廃止、企業等への売却が早くできるのではないか。

蓮池公園がオープンしないと高砂公園が廃止できないとの認識でよいか。

(事務局) ご指摘のとおり、都市公園法においては、機能移転先の供用開始後に廃止という形になっている。大阪府との調整で、新たに開設する3つの都市公園が緑地の機能移転として認められるかどうかにも関わるが、蓮池公園の区域拡大は最小限に抑えていきたい。

(委員) 蓮池公園については、審議会でゴーサインを出したとしても、これから用地買収をすることになる。事業認可されれば強制撤去は可能であるが、相当の月日がかかる。具体的に買収の見通しを聞きたい。

(事務局) 諮問第1号で調整区域の一部を保留区域として設定しており、今回の区域も調整区域内であるため整合は必要であるが、基本的に建築物がないので、事業については一定の目途が立つのではないかと考える。  
高砂公園の都市計画を廃止する話と機能移転の話とは次元が違う話である。

(事務局) 高砂公園は都市計画の位置付けがあり、都市公園として開設済である。実際にある都市公園を廃止するときは都市公園法に基づき、新たに実際の公園をつくらなければいけない。都市計画公園の廃止や縮小については、この審議会でも方向性を決めていただければよい。大阪府は、都市計画公園を廃止するにあたっては、新しく整備するところも都市計画決定が必要だと言っている。書かれた根拠は見当たらないが、私どもとしても、野球場の整備に際しては、補助金、交付金を受ける必要があるもので、都市計画決定が必要と認識している。

(副会長) 開設された公園をやめるときは都市公園法で同じくらいの面積を確保する必要がある。都市公園は都市計画決定しなくてもつくれるが、補助金が出ず、市の単費で整備しなければならないので、市としては都市計画公園として面積拡大を進めようとしている。高砂公園の売却の話もあるが、廃止のタイミングを問われると難しいと思う。もともとは、住居系のみどりを強化していく考えから、機能移転し面積を拡充したいというのが背景にあり、1箇所では難しいので分散しながら進めていくということである。みどりの基本計画に基づくご提案が報告されたが、ご意見があるようである。

(委員) 大阪府との協議で理解を得なければ前に進まない。私が提案したように進めてもらうのが一番よいが、相手のあることであり、事務局サイドでも分散の検討をしているようである。いろいろ申し上げたが、最善の方法を考え、できるだけ早く高砂公園が廃止でき、かつ、できるだけ市の負担がかからない形で早く機能移転できるように努力していただきたい。

高砂公園は、臨海の奥にあり、子どもたちが野球をするのにも保護者がついていけないといけない。蓮池に移転すれば、子どもたちが野球やサッカーをしやすくなり、保護者の負担も軽くなると思う。

(副会長) まだまだ課題は多いと思うが、一定の理解をいただいた。ご了解をいただいたということでよいか。

<全員 異議なし>

(副会長) それでは、報告済とする。

- ・ 報告第2号 高石市立地適正化計画の策定について
- ・ 議案第1号 高石市立地適正化計画の策定に係る専門員の設置について

(委員) 設置要綱は、どこを訂正したのか。

(事務局) 第3条の「委員」を「専門員」に変え、第4条の2項、4項では「部会委員」を「部会員」に変えている。都市計画審議会条例で「専門員」となっているのでこれに合わせて修正した。

(委員) 専門員が出席した場合は、条例に基づき報酬が支払われるのか。

(事務局) 高石市報酬及び費用弁償条例に基づき、支払うことになる。

(委員) 都市計画審議会条例第6条では「専門員を置く」と単数で書かれている。要綱では専門員を複数選んで部会長を置くことになっているが、条例は組織を想定しているのか。過去に高石市の都市計画審議会で、こういう形の要綱を設置した例はあるのか。専門の先生方から案をいただくことには基本的には賛成であるが、条例上適正なことなのかどうか気になる。

(事務局) 過去に専門員を置いたことはないと思うが、この条例で専門員を複数置くことはできると思う。職務範囲としては逸脱しているとは考えていない。大阪市でも同様に都市計画審議会の中に部会を設けている。心配されている点については大丈夫との認識である。

(委員) 高石市の保健医療福祉審議会では、条例で「専門部会を置く」となっている。問題が起きないように、条例を変えるなどして、整合性をもたせたほうがよい。立地適正化計画に関して専門部会を単発的に設置するのではなく、常設するのであれば、条例上きちんとしておかなければならない。

(事務局) 専門員の任期については、当該専門の事項の調査が終了したとき、審議会で専門部会廃止の決議がなされたとき、専門部会の調査に係る都市計画の案の審議が、審議会において終了したときに任期満了となることを想定しており、常設ではない。要綱第7条に謳っている。

(事務局) 審議会条例の改正が必要かどうか、法制部局と突き合わせて検討したい。先程の説明のとおり、要綱については継続して制定しておくが、専門部会は第7条に謳ってあるような時点で終了する。

(副会長) 条例に基づく専門員については一人ではないとの事務局判断であり、本審議会で専門部会を置く要綱を認めてもらいたいということである。要綱に基づいて選出する立地適正化計画に関する専門員を部会として組織化することを提案しているという理解でよいか。

(事務局) その通りである。

(副会長) 本審議会としては、法制部局が大丈夫だと認めれば、本件を了解することにするのか、庁内での確認後にもう一度審議するのか、いかがしたらよいか。

(委員) 部会を設置することについて、条例で認めておく必要がある。第6条は専門部会を置くことができる、と変える必要があると思う。

(委員) 条例を変えたほうがよいのではないか。要綱はこれでよいと思う。

(副会長) 事務局で一度検討いただけるか。

(事務局) 再度確認し、条例整備が必要となれば、3月議会に提案する。要綱について、この内容でよいかどうか審議いただきたい。

(副会長) 都市計画審議会条例については改正の必要を確認されるそうである。要綱については(案)をとってもよいか。

(委員) 条例との整合性が図れるのならよいと思う。

(副会長) 設置要綱(案)についてはこの内容でご了解いただいた。条例については、事務局でご確認いただきたい。

(事務局) 再度、法制部局と詰めて、必要な際は手続きをとる。

【閉 会】 午前12時00分閉会